環境影響評価調査計画書に対する意見書

年 月 日

都市計画決定権者 桶川市 桶川市長 小野 克典

> 〒 -住所 氏名

埼玉県環境影響評価条例施行規則第30条第2項の規定により読み替えて適用される 埼玉県環境影響評価条例第7条第1項の規定により、下記事業に係る環境影響評価調査 計画書に関し意見書を提出します。

記

対象事業の名称

桶川都市計画事業 (仮称) 桶川北本 I C 周辺東部地区土地区画整理事業

環境影響評価調査計画書に対する意見及びその理由

【注意事項】

- 1 意見の内容は、環境影響評価調査計画書について環境の保全の見地からのものを日本語で簡潔に記述してください。
- 2 意見書を提出できる期間は、令和4年9月16日(金)から令和4年11月 28日(月)(必着)までです。
- ※調査計画書の記載内容に一部訂正があったため、意見書提出期間を延長します。
- 3 意見書に記載されている個人情報は、本件においてのみ使用し、それ以外には 使用いたしません。

【提出先】

桶川市 都市整備部 都市計画課 企業立地支援係

〒363-8501 桶川市泉1丁目3番28号

77973 : 048 - 786 - 9866

電子メール : toshikei@city.okegawa.lg.jp

環境影響評価調査計画書に対する意見及びその理由(つづき)